

委 託 契 約 書 (案)

愛媛県（以下「甲」という。）と●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、令和7年度教科「情報」教育用アプリ導入業務（以下「委託業務」という。）を別添令和7年度教科「情報」教育用アプリ導入業務仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 委託料は、金●●●●●●●円（うち消費税及び地方消費税の額●●●●●●円）とする。

（委託の期間）

第3条 委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対し、売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行ったときに生ずるものとする。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

（業務計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに令和7年度教科「情報」教育用アプリ導入業務計画書（様式第1号）（以下「業務計画書」という。）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（業務計画書の変更）

第8条 乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に令和7年度教科「情報」教育用アプリ導入業務変更計画書（様式第2号）（以下「業務変更計画書」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（業務の調査等）

第9条 甲は、必要があると認めたときは、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

（業務の内容の変更等）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し書面により、委託業務の内容又は委託期間の変更を求めることができる。この場合において、委託業務の内容、委託期間又は委託金額を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（事情による変更）

第11条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変

により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その事情に応じて、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

(実績報告及び完了検査)

- 第12条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して、令和7年度教科「情報」教育用アプリ導入業務実績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の実績報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の検査の結果、不合格となったときは、甲の指定する日までに、その指示に従い、これを補正しなければならない。この場合において、当該補正に要する費用は、乙の負担とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正が完了したときについて準用する。
- 5 乙は、検査合格の通知を受けたときは、速やかに仕様書に規定する成果物（以下「成果物」という。）を甲に引き渡すものとする。

(著作権等)

- 第13条 乙は、成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいい、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）について、前条に定める検査完了の日をもって、全て甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 乙は、自ら及び成果物の制作に関与した者をして、甲又は甲の指定する第三者に対し、委託業務の過程で得られた成果物に関する全ての著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。以下同じ。）を行使せず、また、これを行使させないものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項に規定する著作権の帰属及び前項に規定する著作者人格権の不行使の対価が、委託料に含まれることを確認する。
- 4 乙は、成果物が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証し、甲又は甲が成果物の利用を許諾した者が、成果物の利用について第三者から権利侵害を主張されたときは、自ら責任をもって対処し、甲、甲が成果物の利用を許諾した者又は第三者に生じた損害を自らの負担によって賠償するものとする。

(委託料の支払)

- 第14条 乙は、第12条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の検査に合格したときは、令和7年度教科「情報」教育用アプリ導入業務委託料請求書（様式第4号）を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、乙からの正当な請求書を受理した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に委託料を乙に支払うものとする。

(支払の遅延)

- 第15条 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、甲が約定期間に内に前条の規定による委託料を支払わなかったときは、甲に対し、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。ただし、その額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、また、その額に100円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(甲の解除権)

- 第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施

に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

- (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。
ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（同法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に對して有罪判決が確定したときに限る。）。
- (9) 第20条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 乙は、第1項又は前項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（違約金）

第17条 乙は、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

（その他の甲の解除権）

第18条 甲は、第16条に定める場合のほか必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(賠償の予約)

第19条 乙は、第16条第2項第8号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、委託料の総額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 第16条第2項第8号ア又はイに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象になる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(乙の解除権)

第20条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害の賠償)

第21条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第22条 乙（乙の社員及び乙の指定する者を含む。）は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

(個人情報の保護)

第23条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(資料等の管理及び返還)

第24条 乙は、この契約による委託業務を処理するために甲から貸与された資料、情報、機器等を、善良なる管理者の注意をもって管理保管し、かつ、委託業務以外の用途に使用してはならない。

2 前項に規定する資料、情報、機器等は、甲の指示又は承認があるときを除き、業務の実施場所（業務計画書又は業務変更計画書に記載した業務の実施場所をいう。）以外の場所には持ち出ししてはならない。

3 第1項に規定する資料、情報、機器等は、委託業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故等の報告)

第25条 乙は、甲から貸与された資料、情報、機器等及びその管理するデータ等の漏えい、紛失（盗難を含む。）、滅失、改ざん、毀損その他の事故が発生した場合は、直ちに事故の拡大の防止、復元、改修等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(契約不適合責任)

第26条 甲は、引き渡された成果物が種類、品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、当該成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしな

ければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約の費用)

第27条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第28条 この契約に関して生じた甲乙間の一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第29条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるものとし、これらの規程に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和7年4月1日

松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛媛県
知事 中村時広 印

乙

印

様式第1号（第7条関係）

年　月　日

愛媛県知事

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(印)

令和7年度教科「情報」教育用アプリ導入業務計画書

令和　　年　　月　　日付けで契約を締結した令和7年度教科「情報」教育用アプリ導入業務について、委託契約書第7条の規定に基づき、業務計画を下記のとおり提出します。

記

1 業務の内容

2 業務の実施予定期間

3 業務の実施場所

4 業務の実施計画

5 委託料　　金　　円也

6 その他

（注）業務の実施計画は、委託業者の様式により、できる限り詳細に記載すること。

様式第2号（第8条関係）

年　月　日

愛媛県知事

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(印)

令和7年度教科「情報」教育用アプリ導入業務変更計画書

令和　　年　　月　　日付け 第　　号で承認のあった令和7年度教科「情報」教育用
アプリ導入業務計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、
その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更後の業務の内容
- 3 変更後の業務の実施予定期間
- 4 変更後の業務の実施場所
- 5 変更後の業務の実施計画
- 6 委託料　　金　　円也
- 7 その他

（注）業務の実施計画は、委託業者の様式により、できる限り詳細に記載すること。
変更のない項目については、省略することができる。

様式第3号（第12条関係）

年　月　日

愛媛県知事

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(印)

令和7年度教科「情報」教育用アプリ導入業務実績報告書

令和　　年　　月　　日付けで契約を締結した令和7年度教科「情報」教育用アプリ導入業務について、委託契約書第12条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

1 業務の内容

2 業務の実施期間

開始　　年　　月　　日

完了　　年　　月　　日

3 業務の実施場所

4 業務の結果（具体的に記入し、成果物を添付すること。）

5 委託料　　金　　円也

様式第4号（第14条関係）

年　月　日

愛媛県知事

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(印)

令和7年度教科「情報」教育用アプリ導入業務委託料請求書

令和　　年　　月　　日付けで契約を締結した令和7年度教科「情報」教育用アプリ導入業務にかかる委託料について、委託契約書第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

委託料
金　　円也

業務の実施期間

開始　　年　　月　　日
完了　　年　　月　　日

に係るもの